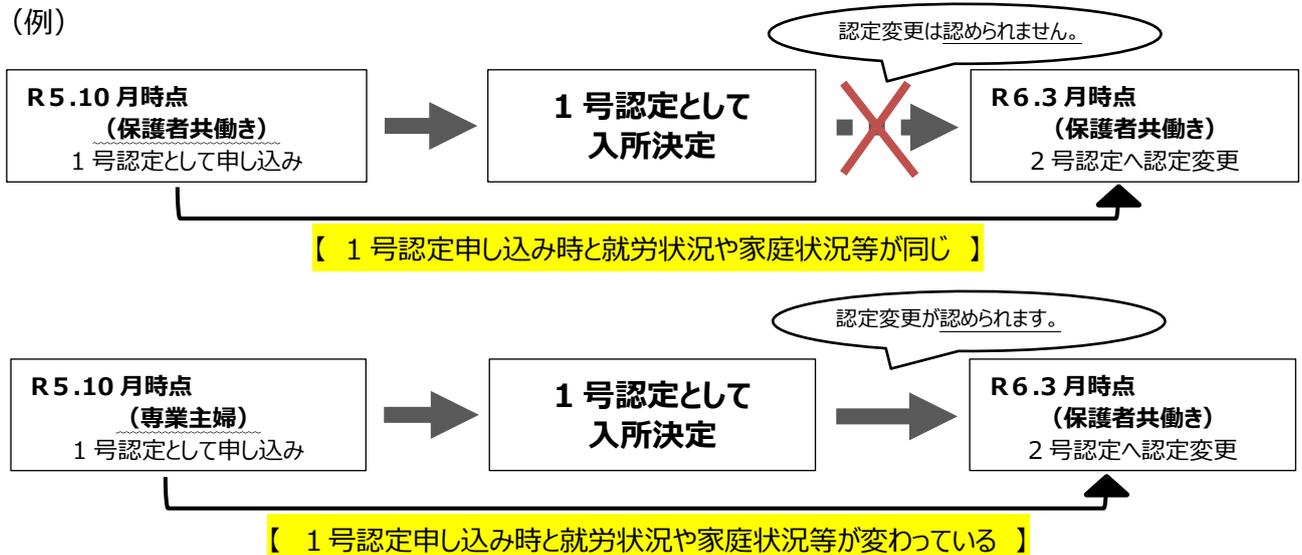


公立幼稚園から移行した認定こども園の1号認定から2号認定への認定変更について

1号認定として利用申し込みを行った後に、2号認定として同施設を利用したい場合は、就労状況や家庭の状況が申し込み時点と変わったことを確認し認定変更を認めることとします。

(例)



※1号認定として入所決定後に2号認定へすぐに認定変更が行われると、園の受け入れ体制等に大きく影響を及ぼします。また、1号認定の利用できる施設が限られている為、1号認定利用者の受け皿確保も考慮し、家庭環境の変化による認定変更のみ認めることとします。

※年度途中の支給認定変更についても同様に取り扱います。

※産前産後(2号認定要件)の前に1号として利用していた場合には、みなし育休(2年)を取得することはできません。

2025年4月より育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります

これまで



市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。

2025年
4月から



これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、**速やかな職場復帰のために行われたもの**^{※1}であることをハローワークで確認します。そのため保育所等の利用申込書の写しが必要となります。

※1 一部抜粋

① 原則として、子が1歳に達する日の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること。

② 申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと。
「合理的な理由」の詳しい内容はQRコード(厚生労働省のページ)からご確認ください。

③ 市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと。

④ やむを得ない理由なく内定辞退を行っていないこと。「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申し込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子どもを入所させることができなかった場合を指します。

その他、必要事項はQRコード(厚生労働省のページ)からご確認ください。

※育児休業給付金支給延長に関する問い合わせは、
申請先(ハローワーク等)におこなってください。



よくある質問 FAQ (Frequently Asked Questions)



1. 入所申し込みの前におこなっておいた方がよいことなどはありますか？

希望する園は可能な限り事前見学をお願いします。

例年、入所決定後に「思っていたものと違う」「保育方針が合わない」などを理由に辞退される方がいます。辞退後は、再度入所選考となり、希望する園がすでに定員いっぱいになっている状況が多々ありますので事前に確認し申請することが重要です。

特に下記の点については、事前に十分ご確認ください。

①保育方針（園が行う保育に対する考え方）

※園の雰囲気（子どもたちや保育する人の様子、施設環境）等を目で見て、園からの説明を聞き、希望園を決めることが重要です。

②食物アレルギーの対応範囲

③個別支援児の受け入れ方法（加配職員の配置や現状等）の考え方

2. きょうだいで申し込む場合、勤務証明書等の各種要件書類は全員分準備するのですか？

きょうだい全員分の要件書類は必要ありません。入所申し込みをするきょうだい児のうち、**年齢が一番下のきょうだいへ要件書類の添付**をお願いします。

※年度途中に行われる現況届の要件書類においても同様となります。

3. 入所申し込み後に希望する園を変更することはできますか？

一斉申し込みの期間内（10/17迄）であれば、会場へ再来所いただき再度申し込みをすることにより希望園を変更することが可能です。入所選考の関係上、**10月18日から一次選考（1月末頃予定）までの間は、希望園を変更することはできないので十分ご注意ください。**

※二次選考（2月末頃予定）、三次選考（3月中旬頃予定）に向けて希望園を変更したい場合は1月6日より保育こども園課窓口にて再申し込みを受付いたします。選考スケジュール等の詳細については、「令和7年度入園申込スケジュール（P4参照）」をご確認ください。

※4月以降希望園を変更したい場合は、保育こども園課までお問い合わせをお願いします。

4. 入所保留（待機）になった場合、新たに申し込みをする必要がありますか？

入所申し込みは、年度末まで有効であるため、希望園を変更したい場合や保育を必要とする事由（就労や求職等）に変更がある場合を除き、新たに申し込みを行う必要はなく、毎月選考が行われます。

※令和6年度中の入所申し込みは、令和7年3月まで有効です。

※**令和6年中に入所保留（待機）となっている方で、令和7年4月からの入所を希望される方は、10月の一斉申し込みにて新たに申し込みが必要です。**

※入所保留（待機）の方で、希望園の変更や保育を必要とする事由に変更がある場合は、手続きが必要な場合がありますので保育こども園課までご連絡をお願いします。

5. 令和7年5月からの入所申し込みはできますか？

10月に行われる一斉申し込みにおいては令和7年5月以降の入所申し込みはできません。5月以降の入所申し込みについては、2月1日より保育こども園課窓口にて申込受付を開始いたします。